

# 揚貨装置運転実技教習に関する登録教習機関業務規程

公益社団法人 大阪府港湾教育訓練協会

## [総 則]

第1条 公益社団法人大阪府港湾教育訓練協会(以下「協会」という。)が実施する揚貨装置運転教習は、法令等で定められているもののほか本規程による。

## (実施計画の作成等)

### 第1条の2

実施計画(様式第9号)は、毎年3月末日までに作成し、ホームページ並びに事務所の掲示板に掲示して公表する。

2. 作成した実施計画を変更したときは、変更後の実施計画を直ちに、ホームページ並びに事務所の掲示板に掲示する。

## [受講者、実技教習の実施方法及び教習料]

第2条 受講対象者は、協会会員店社に在籍している労働者及び教習を希望する者で様式1号に定める「揚貨装置運転士免許実技教習申込書」を提出した者とする。

### 2. 実技教習(実技)の実施方法

- ① 1回の定員は、6名とする。
- ② 基本運転及び応用運転については、受講者1人を1単位とする。
- ③ 合図の基本作業については、6人以内を1単位とする。
- ④ 基本運転については1回の運転時間が60分を1日1回行う、応用運転については1回の運転時間が60分を1日2回行う。
- ⑤ 合図の基本作業は60分行う。
- ⑥ 機械設備は、デリック型式・けんか巻を使用する。

### 3. 教習料及び収納法方法は次のとおりとする。

- |              |    |         |
|--------------|----|---------|
| ① 実技教習料      | 1人 | 60,000円 |
| ② 追試験料       | 1回 | 15,000円 |
| ③ 修了証の再交付手数料 | 1件 | 1,200円  |
- ④ 収納方法は、それぞれの申込書提出時に口座振込み又は現金で払い込むものとする。
- ⑤ 収納した教習料は、理由の如何を問わず一切返却しない。

[実技教習実施管理者(以下「実施管理者」という。)実技教習指導員(以下「指導員」という。)実技教習技能検定員(以下「検定員」という。)]の選任及び解任]

第3条 実施管理者、指導員及び検定員は、別表1の基準に定められた資格を有する者を協会会長が任命する。

2. 協会職員以外の者を、実施管理者、指導員及び検定員として委嘱する場合はその者の所属長の承認を受け、会長が委嘱する。

3. 任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

4. 実施管理者、指導員及び検定員が次の各号のいずれかに該当したときは、会長が解任する。

イ. 任期が満了したとき。

ロ. 実技教習の業務に関して、会長の命令に反したとき。

ハ. 社会的不信を招くような行為をしたとき。

ニ. 健康上、その他の理由により職に適さなくなったとき。

5. 第1項及び第2項にもとづく選任にあつては、様式第2号・第3号・第4号によりそれぞれ行うこととし、第4項にもとづく解任にあつては様式第5号により行う。

[実技教習の科目等]

第4条 揚貨装置の運転実技教習科目の範囲及び教習時間は下表のとおりとする。

教 習 科 目	範 囲	教 習 時 間
揚貨装置の 基本運転	1. 空運転で基本操作を行うこと。 2. 重量の確認、荷のつり上げ、定められた経路による運搬、定位置への卸し等を行うこと。	240分
揚貨装置の 応用運転	各種の荷姿の荷をつって運転を行うこと。	240分
揚貨装置の 合図の基本 作業	呼び出し、荷のつり上げ、荷の卸し、荷の水平移動等の合図を行うこと。	60分

[実技教習科目の細目]

第5条 前条の実技教習科目の細目は、別表2によるものとし、揚貨装置運転実技教習は、別表3の日程により行う。

[修了試験]

第6条 所定の教習を修了した者については、修了試験を行う。

2. 「揚貨装置の運転」及び「揚貨装置の運転のための合図」についての修了試験は、第3条に規定する検定員によって行う。

[追試験]

第7条 修了試験に不合格であった受講者に対しては、補習を行い追試験を実施できるものとする。

2. 補習は60分行う。

3. 追試験の実施については、前条の規定を準用する。

この場合、「修了試験」とあるのは「追試験」と読み替える。

4. 第1項に該当する受講者が受験できるのは最大3回までとする。

[実技試験の配点]

第8条 揚貨装置の運転実技試験の配点は、次のとおりとする。

試験科目	配点
揚貨装置の運転	90
揚貨装置運転のための合図	10
計	100

[合格]

第9条 採点は各科目の点数の合計100点をもって満点とし、得点が60点以上である場合を合格とする。

[採点基準]

第10条 修了試験の実施方法及び採点の基準については、別表4の「修了試験の実施方法及び採点基準」別表5の「実技試験採点基準」及び別表6「揚貨装置実技試験(合図)解答用紙」により検定員は、別表7の「揚貨装置運転実技試験採点表」を作成する。

[修了証の交付等]

第11条 修了試験に合格した者に対し、様式第6号に定める揚貨装置運転実技教習修了証(以下「修了証」という。)を交付する。

2. 前号の修了証は、氏名・住所を再確認のうえ、試験終了後15日以内に交付する。

3. 修了証を交付された者で次の理由が生じたとき、様式第7号に定める様式により申し込みがあったときは、再交付又は書替を行う。

① 修了証を滅失又は損傷したとき。(再交付)

② 本籍地、氏名に変更があったとき。(書替)

[実技教習修了者台帳]

第 12 条 実施管理者は、様式第 8 号の実技教習修了者台帳を作成する。

[書類等の保存]

第 13 条 書類の保存は、次のとおりとする。

諸 様 式 名	様 式 番 号	保 存 年 限
実技教習受講申込書	1	2 年
実技教習実施管理者辞令	2	3 年
実技教習指導員の辞令	3	3 年
実技教習技能検定員の辞令	4	3 年
解任の辞令	5	3 年
揚貨装置運転実技教習修了証	6	3 年
実技教習修了証再交付申込書	7	2 年
実技教習修了者台帳	8	永年
実施計画書(実技教習の実施についてのご案内)	9	2 年
実施報告書	10	5 年
実技教習収支決算書	会計財務諸表等	5 年

(帳簿の作成及び保存)

第 13 条の 2

前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類等は 5 年間保存する。

- ① 教習の種類、科目及び時間
- ② 教習を行った年月日
- ③ 指導員及び技能検定員の氏名並びにその者の資格に関する事項
- ④ 教習の結果
- ⑤ その他教習に関し必要な事項

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第 13 条の 3

次の各号に掲げる書類等は、毎年 5 月 30 日までに作成し、5 年間事務所に備付ける。

- ① 財産目録
- ② 貸借対照表
- ③ 収支計算書
- ④ 事業報告書

2. 業務時間中に、技能教習を受講しようとする者その他の利害関係人から、

書面による請求があれば、前項の書類の閲覧又は謄写を認める。

なお、電子記録の謄写はCD等により交付する。

3. 前項の謄写の請求をする者は、請求時に次の各号に掲げる費用を第2条に定める方法により納付しなければならない。

- |            |     |       |     |
|------------|-----|-------|-----|
| ① 書面の謄写    | 書面  | 1枚当たり | 30円 |
| ② 電子的記録の謄写 | CD等 | 1枚当たり | 50円 |

#### [事業報告書]

第14条 実施管理者は、毎年事業年度における事業報告書(様式第10号)を作成し、毎年6月末までに、大阪労働局長に対して報告する。

- ① 教習回数
- ② 実施回数
- ③ 受講者数
- ④ 修了者数
- ⑤ 収支計算書
- ⑥ 実施管理者・指導員・技能検定員に変更があった場合には、その内容及び経歴

#### (内部監査)

##### 第14条の2

法令及び本規程に基づき、技能教習が適正に実施されていることを確認するため、1年以内ごとに定期的に監事による監査を実施する。

2. 前項の規定にかかわらず、監事が必要と認めるときは臨時に監査を実施する。

#### [規程の変更]

第15条 本規程を変更する場合は、大阪労働局長へ届け出て確認を受けなければならない。

#### 付 則

本規程は、平成9年8月22日から施行する。

#### 改 正

[平成16年3月31日付け「労働安全衛生法」及び「登録製造時等検査機関等に関する規則」改正により平成16年11月1日改正実施。]

平成20年4月1日付 一部改正

平成23年1月1日付 一部改正

平成26年1月1日付 一部改正